

御殿場市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市が発注する建設工事に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号）第42条第1項（御殿場市財務規則第45条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が130万円以上、かつ、御殿場市建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和4年御殿場市訓令甲第10号）の適用を受けない建設工事とする。ただし、予定価格が130万円未満の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額が消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項の算定方法により難いと認める場合は、最低制限価格を、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とすることができる。

3 第1項の規定により算定した合計額、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た

額、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 当該工事の特殊性が著しく顕著で、第1項から第3項までの規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないことができる。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札公告又は指名通知書に政令第167条の10第2項の適用がある旨を明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

(開札処理)

第5条 市長は、開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して、政令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨を通知するものとする。

- 2 前項の場合で、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者に対して、落札者となった旨を通知するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和5年6月1日から施行する。